

自宅療養者支援（配食サービス）について

自宅療養中の方で、以下の条件に該当する方は、配食サービスを利用することができますので、管轄の保健所へご相談ください。

◆ 配食サービスの内容

- 1回5日分のレトルト食品・飲料・生活用品等
- 療養期間中1人2回まで

◆ ご利用条件

- 同居家族や近隣に親族・知人等がおらず、食料品等の調達（買い出し）等の支援を受けることができない方
- インターネット等を利用し、宅配やキャッシュレス決済などの方法により、外出せずに食料品等を確保することができない方

◆ ご利用方法

- ① 自宅療養者から管轄保健所に支援を依頼
- ② 依頼を受けた保健所から受託業者に支援品発送を依頼
- ③ 配送日時等の事前連絡（原則、午前中）
- ④ 配送（送り主：茨城県庁）

※注意事項※

配送業者が来た際に、接触しないよう、インターホンで応答し、「**玄関先においてください**」と伝えてください。

